



つくばみらい市告示第**163**号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、道路の路線を次のとおり廃止する。

その関係図面は、令和5年12月15日から15日間（閉庁日を除く）つくばみらい市役所都市建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

つくばみらい市長 小田川 浩



1. 路線名 別紙のとおり
2. 道路の区域 別紙のとおり

# 一 般 市 道

廃止調書

整理 番号	路 線 名	道 路 区 域 (区 間)		重要な経過地	備 考
		起 点 側 (地 番)	終 点 側 (地 番)		
1	市道21201号線	台803番1地先	台804番1地先		
2	市道22172号線	田村1826番地先	田村379番1地先		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					